

Weekly Report

第 4 3 9 号
平成 29 年 12 月 25 日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

平成 30 年度税制改正大綱 (主な中小関連)

◎所得拡大促進税制の改組…基準年度 (24 年度) との比較要件を廃止し、①給与等支給額が前年度以上、②平均給与等支給額が前年度比 1.5% 以上増加した場合、前年度からの支給増加額の 15% を税額控除できる制度にします。また、②が 2.5% 以上であり、人材投資など一定要件を満たす場合は 25% の税額控除とします。30 年 4 月以後開始事業年度に適用。

◎設備投資に係る固定資産税の特例の創設

「生産性向上の実現のための臨時措置法 (仮称)」に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等が取得する一定の機械・装置等について、固定資産税を 3 年間、50% ~ 100% (市町村の条例で定める割合) 減額する特例措置を創設します。臨時措置法の施行日から適用。

◎事業承継税制の特例の創設等

…10 年間の特例として、* 納税猶予の対象株式数の上限撤廃、* 相続税の納税猶予割合を 100% に引上げ、* 雇用維持要件 (5 年間平均で 8 割を維持) を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能

(理由の報告が必要)、* 経営環境の変化に対応した減免制度を創設する、等を講じます。30 年 1 月から適用。

◎外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し…一般物品について、一定の包装等を行う場合は消耗品との合計金額で免税対象となる下限額を判定できます (合計 5 千円以上で対象)。30 年 7 月から適用。

◎青色申告特別控除 (65 万円) の見直し…①仕訳帳・総勘定元帳の電磁的記録の備付けおよび保存、②確定申告書、貸借対照表等を e-Tax で提出、いずれかを満たさない場合は、控除額を 55 万円に引下げます。32 年以後の所得税に適用。

医療費控除を受ける場合の準備は

医療費控除を受ける方は、確定申告の際に領収書ではなく「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました (31 年分まで領収書の添付でも可)。

明細書 (国税庁 HP 等で入手) には「医療費を受けた方」、「病院・薬局などの支払先」ごとに医療費の合計額を記入するので、①領収書を本人や生計を一にする親族ごとに分ける、②①を支払先ごとに分ける、③各医療費を集計して記入する、といった手順になります (領収書は 5 年間保存)。

なお、健康保険組合等が発行する医療費通知 (医療費のお知らせなど) を添付した場合は、明細書の記入を省略できます (通知の発行時期などは保険組合によって異なりますが、2 月頃が多い)。

★★★1月のチェックポイント★★★

※年末調整で過不足を精算した後の源泉所得税の納付期限は 1 月 10 日 (水) です。

※納期の特例を受けている企業の源泉所得税 (7 月 ~ 12 月分) の納付期限は 1 月 22 日 (月) です。6 カ月分をまとめて納税するので資金繰りの確認をしておきます。

※1 月分給与計算の前に 30 年分「扶養控除等申告書」を受理し、源泉徴収簿等に各事項を転記。

※1 月末までに提出する「法定調書」「給与支払報告書」「償却資産申告書」の事務があります。